

盛土規制法に関するQ & A

令和7年1月版

Q 1) 新たな規制区域内で既に実施している工事がありません。許可や届出は必要ですか。

A 1) 令和7年10月1日以降、許可対象となる盛土等の工事について、令和7年9月30日以前に工事着手をしているものは、法の規定(法第21条第1項、第40条第1項)に基づき、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」又は「土石の堆積に関する工事の届出書」に、各々必要な書類を添えて、県に提出することになります。

なお、届出を行った工事の計画が変更になり、変更する内容が許可対象となる盛土等の場合は、その部分の工事に着手する前に許可を受ける必要があります。

Q 2) 規制区域指定前に、造成を行った土地について、許可や届出は必要ですか。

A 2) 規制区域指定前(令和7年9月30日以前)に造成工事を終えている土地については、不要です。

Q 3) 許可申請の窓口(提出先)はどちらになるのか。

A 3) 変更許可を含む許可申請については、盛土等の工事を行う土地を所管している市町の窓口となります。

届出や検査申請については、県建築指導課の窓口に提出してください。

Q 4) 工事着手とは工事工程のどこを指すのか。

A 4) 工事現場において、実際に設計図書等と照合して行う地山の掘削等の土地の形質変更や土石の堆積(ダンプトラック等による排土など)の工事に着手した時点と考えます。請負契約の締結日や資材の購入段階ではありません。

Q 5) 砂利や碎石の堆積も、「土石の堆積」に含まれるのか。

A 5) 含まれます。許可対象となる規模の堆積を行う場合、事前に許可を受ける必要があります。

Q 6) のり面30度以内で盛土をしようと考えているが、許可不要となるか。

A 6) 原則として、崖が生じなければ許可申請は不要です。

なお、一時的な土石の堆積の場合や、各規制区域での盛土・切土の面積や高さによっては、許可等が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

Q 7) 周辺住民への周知の方法については、法律どおりでよろしいか。

A 7) 法律どおりの扱いとなります。(法第 11 条、第 29 条、省令第 6 条、第 62 条)

Q 8) 許可後、公表する仕組みがあるとお聞きしたが、具体的にどのような方法で、どのような内容が公表されるのかお聞きしたい。

A 8) 法律に基づき、①工事主の氏名又は名称、②工事が施行される土地の所在地、③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図、④工事の許可年月日や許可番号、⑤工事施行者の氏名又は名称、⑥工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日、⑦盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ、⑧盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積を行う土地の面積、⑨盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積量を、県のホームページで公表します。

Q 9) 開発許可を受ける土地であるが、盛土規制法による許可申請も必要か。

A 9) 開発行為に、盛土規制法の許可を受ける必要のある行為がある場合、都市計画法の開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたとみなされることから、盛土規制法上の許可申請は不要です。(規制区域指定前に開発許可を受け、指定後に工事に着手する場合は必要です。)

また、中間検査を必要とする工事の場合は、盛土規制法に基づく中間検査が必要となります。

Q 10) 建築基準法による道路位置指定を受ける予定であるが、盛土規制法の許可申請は必要か。

A 10) 盛土規制法上の許可対象となる規模のものであれば、盛土規制法上の許可も受ける必要があります。位置指定道路の申請を行う前に、盛土規制法による許可申請について、建築指導課あてに相談してください。(位置指定道路に関するご相談は、所管の土木事務所又は小豆総合事務所の建築指導担当となります。)

Q 11) 斜面地に太陽光発電設備を設置しようと考えている。樹木の伐採のみの予定だが、盛土規制法による許可は不要か。

A 11) 盛土、切土、又は土石の堆積を行わないのであれば、盛土規制法による許可は不要です。

Q 12) 盛土規制法による許可申請をすれば、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例による協議や森林法による林地開発の許可は不要となるのか。

A 12) みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の事前協議や森林法の林地開発許可が必要となる要件を満たしていれば、各法令に基づき、それぞれ手続きが必要です。

Q13) 庭園を造ろうと考えている。1 mを超える盛土を行い、小さい丘のようなものを作り、植栽しようと思うが、許可の要否はいかがか。

A13) 宅造区域内にて1 m (特盛区域内にて2 m) を超える盛土で、崖が生じる場合、盛土規制法の許可が必要となります。

Q14) 農地造成(個人的な畑)を考えており、1 m超えの盛土をする予定だが、盛土規制法による許可は必要か。

A14) 宅造区域内にて1 m (特盛区域内にて2 m) を超える盛土で、崖が生じる場合、盛土規制法の許可が必要です。

Q15) 従前から営農用の土を農地に堆積しているが、運用開始後、許可は必要か。

A15) 規制区域指定前(令和7年9月30日以前)から堆積し、10月1日を跨って堆積している状態であれば、届出が必要です(法第21条第1項又は法第40条第1項)。

令和7年10月1日以降に、届け出た内容を超えて、規制対象規模となる土を堆積する場合、許可が必要となります。

Q16) スtockヤード運営事業者登録制度に登録したStockヤードであっても、盛土規制法上の許可や届出は必要か。

A16) Stockヤード運営事業者登録制度に登録したStockヤードであっても、一定規模以上の土石の堆積等を行うものは、盛土規制法上の許可や届出が必要となります。